業務委託契約書

本契約書の末尾に記名押印した委託者と受託者とは、本契約書に記載の通り、業務委託契約を締結したので、その成立の証として、本契約書の原本2通を作成し、各当事者がそれぞれ1通を保管する。

# （業務の委託）

1. 委託者と受託者は、法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、各々誠実に本契約を履行する。
2. 委託者は、受託者に対し、[○○○]（以下「本件業務」）を委託し、受託者はこれを受託した。
3. 受託者は、委託者からあらかじめ承諾を得なければ、本業務一部でも再委託することはできない。

# （委託代金）

1. 委託者は、受託者に対し、毎月[○○○]円を翌月[○○○]日までに支払うものとする。
2. 委託代金の支払いは、[○○○]による。振込手数料、支払手数料その他の費用は受託者がこれを負担する。ただし受託者は、源泉所得税を控除することができる。

# （解除権）

1. 委託者及び受託者は、相手方が本契約に違反した場合、相当期間を定めて書面（電子メール等含む）をもって催告し、その期間内に履行がない場合は、書面による通知により、この契約を解除することができる。ただし期間を経過したときにおける債務の不履行が、取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りではない。
2. 委託者及び受託者は、相手方において次に掲げる事由のいずれかがあった場合は、相手方に対する書面による通知により、ただちに本契約を解除することができる。
3. 強制執行、仮差押・仮処分又は公租公課の滞納処分を受けたとき
4. 破産・民事再生・会社更生・特別清算等の開始決定があったとき
5. 手形・小切手の不渡り等、支払不能の状態に陥ったとき
6. 任意整理の実行その他、前３号に準ずる信用不安の事実があったとき

# （一般条項）

1. 本契約の契約期間は、[○○○]から[○○○]までとする。
2. 委託者及び受託者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、本契約の当事者としての契約上の地位及び本契約から生ずる権利義務を、第三者に譲渡又は継承させることはできない。
3. 本契約に定めのない事項及び本契約に関して生じた疑義は、委託者と受託者が誠実に協議の上解決するものとする。

記名押印日：○○○

|  |  |
| --- | --- |
| 委託者 | 受託者 |
| 所在地：○○○ | 所在地：○○○ |
| 会社名：○○○ | 会社名：○○○ |
| 代表者：○○○ | 代表者：○○○ |
| 自署：○○○ | 自署：○○○ |